

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月24日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

校庭脇の地中での漏水を解消するための修繕

2 履行（納品）場所

横浜市立上白根小学校（旭区上白根2丁目45-1）

3 契約日

令和5年10月3日

4 履行日又は履行期間

令和5年11月27日

5 契約金額

448,580円

6 契約の相手方（名称及び所在）

有限会社 佐藤工業所
横浜市港北区高田東4丁目11番21号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

地中より漏水が発生し、校庭の一部が水で溢れてしまったため。止水栓を締めることで止水はできたものの、その影響により校舎一棟全てで水が出ない状態が続くことになり、授業に多大な影響が生じたため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から、学校施設に精通しており、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

教育委員会事務局教育施設課